

飯田市議会評価モデルモニター設置要綱（素案）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会評価モデルモニター（以下「モニター」という。）を設置することについて必要な事項を定めることにより、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第23条第2項に規定する議会活動への市民参加を推進し、もって市民の声を直接議会活動に反映できる開かれた議会運営を行うことを目的とする。

（定員）

第2条 モニターの定員は、10人以内とする。

（資格）

第3条 モニターは、年齢満18歳以上の市民で、要件を全て満たす者とする。

- (1) 市議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (2) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

（実施事項）

第4条 モニターは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 飯田市議会が取り組む地方議会評価モデルに関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 地方議会評価モデルに関し、必要に応じて、議会改革推進会議の委員と意見交換を行うこと。
- (3) モニター会議に出席すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

（提出された提言等の処理）

第5条 議長は、モニターから提言等が提出されたときは、議会改革推進会議に当該提言等の内容を送付し、その対応について検討させるものとする。

- 2 議会改革推進会議は、前項の規定による検討の結果を取りまとめ、文書等で議長に報告するものとする。
- 3 議長は、前項の規定による報告の内容につき、必要に応じて飯田市議会の常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び検討委員会で検討させるものとする。
- 4 議長は、第1項及び前項の規定による検討の結果を飯田市議会だより、飯田市議会ホームページ等で公表するものとする。
- 5 議長は、必要に応じて第2項及び第3項に基づく報告について当該提言等を提出したモニターに通知するものとする。

（募集方法）

第6条 モニターの募集は、公募によるものとする。ただし、議長は、適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

（選任）

第7条 モニターは、前条前段の公募に応募した者及び前条ただし書の規定による推薦を受けた者のうちから議長が選任する。

- 2 議長は、前項の規定によるモニターの選任に当たっては、モニターの年齢、性別、住所等

に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(任期)

第8条 モニターの任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 モニターは、再任されることができる。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第9条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解任できるものとする。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 第4条に規定する事項を実施できなくなったとき。
- (3) モニターから辞任の申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が解任する必要があると認めたとき。

(会議)

第10条 議長は、市議会評価モデルモニターと連絡調整及び意見交換を図るため、必要に応じてモニター会議を開催するものとする。

(謝礼)

第11条 モニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

[M1] (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が議会改革推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。